

平成24年度 第3回安城市自立支援協議会本会議 議事録

日 時 平成25年2月28日（木）

午後1時30分～

場 所 安城市役所本庁舎3階 第10会議室

出席者：神谷和也委員、石川委員、飯島委員、成瀬委員（代理出席：岡田）、
服部委員、大見委員、稲垣委員、加藤委員、神谷佐奈美委員、
阿部委員、黒川委員、本田委員、藤井委員、佐々木委員
西三河南部西圏域地域大木アドバイザー

欠席者：三浦委員、岡田委員

同席者：作業部会（会長：鈴木、副会長：浅井）

通所施設担当者会（会長：坂井）

ふれあいサービスセンター（所長、野々山係長、小田、杉本）

事務局：福祉部次長、障害福祉課長、障害福祉係長、障害給付係長、担当

典礼（司会）：鈴木障害福祉課長

1 あいさつ

委員長

本日は、お忙しい中定刻までにお集まりいただきましてありがとうございます。
今日は自立支援協議会第3回、本年度最後でございます。環境面でいいますと、まもなく4月から障害者総合支援法が施行され、内容が若干変わってきますが、その制度の改正があっても障害を持った方々が安定してサービスの利用が出来るように、本自立支援協議会においても情報の共有と課題解決を図ってまいりたいと思いますので、皆さん方のご意見等を忌憚なくお伝えいただければと思います。

案内がありましたように、各担当者会から本年度取り組んでまいりましたテーマから重要課題2件を報告していただきます。さらに来年度からの相談支援について報告していただきますので、よろしくお願ひします。

議題

(1) 担当者会からの活動報告について

ア 養護学校の今後の卒業生の見込（調査結果）について

通所担当会長

資料に沿って報告させていただきます。

安城養護学校、岡崎盲学校、愛知教育大付属養護学校、岡崎養護学校の4校にアンケート調査を依頼いたしました。安城在住の方の調査結果を手元の資料に掲載させていただきました。上から見ていただければ分かると思いますが、現在高校3年生になられる方で安城養護学校でいきますと、24年度の現在高校3年生でもまもなく卒業という方は15名いますが、そのうち福祉サービスを希望すると回答いただいた方が13名、現在2年生、1年生、中学3年生の皆さんにおかれましても一般企業への就職、進学をする見込みの方は2、3、2、3とかなり福祉サービス利用のニーズが高いということがうかがえました。

同じく岡崎盲学校のアンケートも福祉サービスの利用が4名、1名と希望が出ていました。

愛知教育大付属養護学校でもアンケート実施をさせていただきましたが、中学3年生に関しましては現在のところ未定との回答でしたのでこの表になっております。

岡崎養護学校は今回通所部会、重心分科会の中にも積極的に意見をいただきましたが、資料にありますような結果が出ています。

今回は今年度のテーマの中で学校の中における今、今後の進路への思いや不安などをここから汲み取ったわけですが、来期も継続して協議をして行く中で、今回少しご無理を言いましてこの数字だけではなくて、この数字に隠れている部分での思いとか、学校のほうでの取り組みで工夫されている面を少し私に代わって補足説明をしていただきたいとのことで、安城養護の先生に別紙2ページ目の資料を使いまして、説明をさせていただくようお願いをしております。

安城養護学校

まず、安城養護学校に勤務して16年になりますが、その間進路に関わらせていただいて、本当にここにお集まりの方々に進路先でご協力していただき感謝しています。いま数字の裏にある思いということで、どうしようかと思いましたが、日ごろ生徒と接している立場からお話できればと思っています。卒業生の状況の補足ということ、ここでは平成27年までですが、それ以降の事も含めまして安城養護での取り組みを説明させていただきます。卒業生の進路状況ですが、安城在住の生徒は15名、全体では58名いました。正社員5名内3名が特例子会社です。準社

員・契約社員が2名、あと、パートで主にサービス業とか飲食業が9名です。リーマンショック前と比べると製造業が格段に下がっているということを感じます。もうひとつは大企業の今度の4月から雇用率アップがあるわけですが、最近企業が求める人材のハードルが非常に高くなっていて、たとえば計算が出来なければいけないとか、コミュニケーション能力のこれくらいをクリアしておいてほしいということで非常にハードルが高くなっていると感じています。あとパートの求人は前に比べ多くなっている。パートは時間とか賃金とかの条件等で保護者の方に理解を得ることが難しい状況になっているのが就職の概要です。

福祉サービスですが、就労移行が6名ですが、なかなか実情は難しい。要求されているかどうなのかといったところだが、この地域だけではなく名古屋、豊橋へ行ったりしている現状がある。就労B型7名、生活介護22名でかなり生活介護が進路の受け皿と感じます。ちなみに本校で小学部中学部から高等部へあがりましたという生徒の進路ですが、就労B型4名、生活介護18名となっています。本校はほとんどが生活介護でお世話になるという状況です。あと、昨日坂井通所担当者会長から、来年度一般2名となっているがそれはどうしたら上がれるかと言われたが、学校の今の自分の立場でと限定付で言わせていただくのですが、いきなり企業の一般への就労は安城養護では特に難しいだろうと感じている。なので、就労移行支援だとかジョブコーチさんの充実をして、本人とか家庭が企業へ行くということの不満を解消していくことが必要だと感じている。段階的に就労に向けた17チャレンジですが、制度的には凄くいろんな障害があると思うのですが、それに向けて柔軟にここからここまでがんばろうねという所を少しずつ広げていくような体制がいるのではないかと感じています。それと同時に我々だけでなく、ハローワークとかと連動してご理解を得ていく必要があると思っています。自分が職場開拓をしていた時に企業と面接をしたのですが、そのときに社長もこの子を取りたいし、生徒もこの会社で働きたいということがあるが、その間を取り持つ方が、お互いの要求はあるのだがそれを通訳して職場に定着していくシステムがほしいなと感じています。卒業担任を何度か担当させていただきましたが凄く限界を感じます。学校という物や担任としての限界を感じます。公務員ですし、転勤もありますし職場の配置換えもあります。やはり地域で定着していくことを考えると、次の担任を持ったら次の生徒のことを考えなければいけないし、転勤があるとその子に関われることが非常に少なくなりますので、地域でその子をフォローアップする体制がほしいと日々感じています。以上が数字の説明です。

本校で出来る取り組みということで出来ることは非常に限られていると感じますが、何が出来るか考えて実施をしています。もちろん生徒の指導支援が本業なのでおこなっていますが、それに加えて保護者の意識の啓発ということで、学集会など取り組んでいます。保護者にも学集会を通じて、お任せや強いご意見だけでなく、サービスを利用する本来の主役はあなたたちですよという意識ですとか、サービスを育てる賢い消費者として意識を育てて行きたいと思って取り組んでいます。小学部・中学部・高等部で保護者進路学集会を行い、学部学年に応じた子供の捉え方・福祉の利用の仕方やその現状を把握が少しでも理解していただけるようにしています。あと地区別懇談会で相談支援の方に来ていただいたり、卒業生の保護者を講師として招いたり、区域外の施設へ見学会へ行ったりなど行っております。特に小学部の若いお父さんお母さんは将来に対して知りたいという気持ちが高いと感じております。そのお母さん方から聞いた話なのですが、特別支援学級から中学部高校部へ転入してくるお母さんたちと連携したいと言っていますが、なかなか地区別の資料を特別支援学級の保護者さんたちに配ることがなくて、お母さん同士のメールとかの個人的なつながりに頼っているのが現実です。特別支援学級の保護者も情報を本当に欲しがっているのですが、なかなかそういうルートが出来ないと感じています。お母さんたちは進路先に関して何とかしたい具体的な形として将来何とかできると良いという思いがあるが、その具体的な道すじがどうやって夢を形にしていけばいいのだろうという思いを感じるので、その保護者の方たちに何とか手順はこうだよと示してあげると良いと思っています。長年指導に携わっているが本当に限界を感じている。此処に集まった方だけではなくそれ以外の方に我々の思いとかそれぞれの出来るところで何かご協力いただけるような体制が出来るといいと考えています。

委員長

ありがとうございました。養護学校の今後の卒業見込みの状況と先生による実体験の中での悩みや問題をご説明いただきました。只今の説明につきまして何か質問なりご意見がございましたらご発言いただきたいと思います。

特によろしいですか。28年度以降も数字はもっと大きくなっていくのですか

安城養護学校

養護学校が出来て分かれて少したつがまた上昇傾向にある。以前は生徒の着替え

の部屋がなく、廊下の隅にカーテンをつけてスペースを確保していたり、書庫の暗い部屋を教室にしていたりしていたが、28年度以降上昇傾向にあると感じています。

委員長

特にご質問等は良いですか。これは一つの方向でございますのでこういう実情であることを皆さん方にも十分ご承知おきいただきたい。これからも卒業生がどんどん社会に出てまいりますということもご理解をしていただければと思います。

続きまして重度障害児・者の受け入れについてご説明いただきます。

イ 重度障害（児）者の受け入れについて

通所担当者会長

お手元の資料に今回の担当者会より提案という形で、現状分析や検討した結果で、今後の方向性を少しまとめさせていただきました。24年度通所の担当者会から現状を見ていきますと、24時間対応可能な事業所がない。重度身体障害者の受け入れの施設が不足している。送迎では効率的な運用が出来ない、これには福祉車両を運転できる職員の配置が難しいことからでてきました。それに送迎時やはり保護者の方の駐車スペースが不足している。また入浴サービスの希望があるが、入浴設備が整っていない現状。日中一時においても受け入れが一对一の体制を整えようとのことで、1名の受け入れが限界である。また、日中一時の単価では職員の配置は不可能ではないかということで現状を見てきたところです。今回居宅の皆さんも同じようにいろいろな形でアプローチされてきて、また違う角度から担当者会のほうで協議できないかと上がってきた意見を簡潔に4つにまとめさせていただきました。意見として出ていたのは、受け入れ事業所の拡大をすすめるために老人デイサービスの活用を行っていただく事。また、日中一時における医療的ケアの受け入れに対して加算することはどうだろうか。そして、生活介護事業などの障害福祉サービスを利用するための加算する提案もありました。居宅担当者会からの報告では、やはり加算があってもなかなか体制上無理ではないか。夜間体制を持っている施設とヘルパー事業所と連携をして、報酬以外の配慮があればこういったサービスを継続できる可能性があるのではないかと報告を受け、夜間職員を配置する短期入所施設事業所との連携を探ってはどうかという意見が大きくまとめるとこのように上がってきました。25年も引き続きもちろん検討を重ねていきますが、今回我々で出させ

ていただいた現状の会議報告の形になりますが、人口規模18万人の安城市では24時間ヘルパーの需要は少なく、一事業所で採算は取れない現状では難しい。そのために夜勤職員の居る短期入所施設などにヘルパーステーションを併設することで、複合施設の整備が出来れば受け入れの余地が有るのではないかと考えました。また、採算の低い事業を複合的に行うためさらに今後の課題について今期も協議調査研究が必要であると考えております。

委員長

ご苦労様でした。担当者会の提案ということでお話いただきましたが残念ながらあまり夢のある検討結果ではないことをごさいまして、これからいっそう厳しく検討していかなければならないのですが、この現在の提案内容につきましてご意見ご質問がございましたらご発言いただきましたらと思っております。

副委員長

2番の④の下のほう報酬以外の配慮があればとあるが、それは何を期待しているのか、報酬以外どんなことが具体的にありましたらお聞きしたい。

通所担当者会長

ここに出ていた意見としてはそこにあるたとえば建物を作るということでそこにある事業所とヘルパーステーションの方がその場所を使ってサービスを生み出す方法とか、たとえばフォーマルではないインフォーマルな部分の方を実際巻き込んだサービスが出来ないだろうかという意見が出ていました。

委員長

他にはどうでしょうか

委員

私の方も分科会のほうに参加させていただいていますが、事業所での体制を作っていくことが大変今の報酬単価等で考えると難しいので、今後このことについて対応していただけたらと思っております。実際サービスを必要とされている方が一名でも居られるということではそこで生命に関わる状況なので、私どもでは支える仕組みが必要なのは重々知っております。ただ事業所側でなかなか手が上げれないと

いうことは大変なところがありますので今後支援していただきたいと思っています。

委員長

今、事業所から単価が厳しいと具体的な発言があったがこれに対する改善の見込みはあるのか。

事務局

このテーマにつきましては先回10月のときにも報告させていただいて、その中で通所施設担当者会の下に重心の分科会をおいてそこで協議した結果が今回出てきています。内容的に見させていただくとすべてうなずけることばかりで、そういうことが必要な方が居る限り何らかの方法を取って施設が運営できるような形を取りたいと思っています。今考えていますのはヘルパーステーションの単独では難しいという結論が以前から出ていたが、今回も居宅のほうでは難しいという結果を受けて複合的などというものが提案されています。複合的なものを考えたときにケアホーム、グループホーム、ショートステイそういった施設をお持ちのところは夜間体制をすでに持っているので、そこにヘルパーステーションが一緒にくっつけばヘルパーステーションのためだけの夜間体制を取らなくてすむので、何とか現実の可能性があると提案いただいています。そこで市のほうでもこの提案を受けて考えたのですが、重心の方で非常に不足しているサービス、たとえば医療的ケアの必要なお子さんと他のお子さんを一緒に育てている方が別の兄弟の学校行事に行こうとしてもその医療的ケアの子を預ける場所がないと聞きます。そういったものをどこで解決するかというと療養通所介護という介護保険の制度がありまして、それはヘルパーステーションがたいてい事業を行うのですが、厚生労働省の一部規制緩和で療養通所介護と併せて障害福祉の児童発達支援・放課後デイが出来るようになってきました。そういう風に併せてやっていただいたときに何らかの市のほうの支援を考えて行きたいと思います。ヘルパーステーション・療養通所介護・児童発達支援・生活介護・放課後デイ、そういった重心の方を預かれる施設をいくつかまとめてやった場合には、運営を何とか支援できる形を今後重心の分科会と考えて行きたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員長

他にご意見ご質問よろしいでしょうか。ないようでしたら私から一点、たとえば

安城は18万人口を持つてのこの需要が少なくて難しいとなると、たとえば隣の刈谷碧南知立はもっと人口が少ないですから、同じような問題を持って見える方もいる可能性がある。逆にこの近くで大きい豊田や岡崎はそれぞれこのような施設を持っているのか。衣浦東部5市の総人口が55万か56万持っていると思うが、広域で考えることが出来るならば可能性がでると素人は考えるがどうか。

事務局

広域でというお話をいただきましたが、岡崎市ではそういういったことがすでに行われています。30万都市ですとニーズが多くなるので可能になります。ただ碧海5市ですと24時間ヘルパーは高浜が以前から社協さんが24時間ヘルパーをしていて、高齢者で始まって15年以上続いているが、他のところはないので歩調を合わせてやっていくことも可能かと思いますが、いつも難しいのはどこにステーションを置くかという事が問題になります。ヘルパーだけではなくて日中の預かりもやってもらえるような施設と考えると、どうしても地元で欲しいという要望が強くなると思いますので、近隣市とも相談はして見ますけれど、どうしてもだめな場合は自立支援協議会で協議してきたので、安城市だけでも話を進めさせていただきたいと思います。

アドバイザー

岡崎市は37万規模で、24時間体制をやられている施設も若干ありますが、それでもぎりぎりでは何とかやっている現状です。重度の障害児者の方の受け入れは安城市でも話があると思うが、もちろん他の市町、衣浦6市ですと碧南・刈谷とかで、行き場所がない、日中の預かり場所がない、ヘルパーが不足している場合は常に出てきている。それを圏域でまとめないかという話がまだないのが今の現状かなという所があるので、来週3月4日に西三河南部西圏域の圏域会議があるので、そこでも前回の準備会のときに重度の方の受け入れをどうするかを圏域で考えていきたいと問題定義をしているので、同じ圏域の市町が共同して同じ課題共有をして課題解決に向けて取り組んでいければ良いと考えています。

委員長

ありがとうございます。せっかくこのような提案をいただいてもこれですとまだトンネルの出口が見えませんが何とかチラッとでも見えるようなそういう検討協

議をしていけるようにと思います。他にはよろしいですか。

委員

今の共通のことですが高浜市は人口7万ほどですよ。高齢者で対応してやっているようなことを言っていました、それを参考には聞いてないのか。どのようにやったらいいのか

事務局

高浜市ですが、社会福祉協議会のほうで雇用型ではなく登録ヘルパーという制度を以前から持っていて、近隣の方が登録をしておいてそこに派遣を受けていくという形を取っています。その方法を安城でも取り入れようと思ったのですが、24時間に対応する夜間体制を取るところで採算性がどこも取れなくなってしまう。今回それが無理だという結果をいただいていたので、複合型で今度はチャレンジしてみようということで今回の部会からの提案をいただいております。

委員

こういうことは緊急のことで、高浜市は高齢者が社会福祉でやっている。安城市でも65歳70歳でも元気な方は居るだから、ヘルパーさんの研修を受けたい人はそういう形にしていけば、そんなに高い費用を払わなくても私はやれると思う。シルバーでも凄く人は余っている。資格を持っている人もたくさん居る。そこらへんと皆さんしっかり話し合いをして緊急にやるという姿勢がどうも甘いと思う。

事務局

高齢者の方のシルバーでもいろいろな事業をやっておりますので、そういうところも相談させていただきますが、医療的ケアの方が今回対象になっておりますので、看護師の配置ですとかヘルパー以上にお金のかかる部分もありますので、その辺も事業者の方とつめていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

委員長

よろしくお願いします。他にはよろしいですか。では(1)については以上とさせていただきます。(2)の相談支援体制について事務局説明おねがいします。

事務局

資料5 ページを御覧ください。（2）の相談支援体制について説明をします。自立支援協議会の位置づけとしまして、自立支援法では協議会を置くことが出来るという内容から、障害者総合支援法では協議会を置くように勤めなければならないという努力規制に改正されます。2項ですが、協議会は関係機関が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域に実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。とっております。

続きまして（2）の障害福祉計画国基本指針では、相談支援の提供体制の過去に対する基本的な考えとして、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場であることに留意する必要がある。たとえば障害児支援に置いては障害児のライフステージに応じた適切な相談支援が行えるよう一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークのあり方、地域支援体制の中軸となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要がある。とされております。

相談支援につきましては障害者自立支援法の改正によりまして、平成26年度までに自立支援サービスの利用者全員にサービス等利用計画書を作成することとされております。これを踏まえまして、相談支援担当者会が平成24年度に取り組んだことということで、ここに書いておりますけれども関係機関等の連携の緊密化を図りまして地域の実情に応じた体制の整備について協議を行ってまいりました。その結果としまして、相談支援の参入事業者が増えてきて現在相談支援事業所につきましては社会協議会のふれあいサービスセンターをはじめといたしまして5つの事業所が指定されています。来年度については8事業所を予定しております。相談支援事業所は障害者の方から相談を受けましてサービス等利用計画書を作成することとなります。介護保険のケアマネージャーがケアプランを作成するのと同じイメージで利用者の意向に沿ってサービス事業者との調整を取ってまいります。手続きの流れ等については4月の広報あじょうのほうに記載をしております。

続きまして3の平成25年度の取り組みにつきまして、相談支援担当者会に資料に記載のある3つの項目の機能を持たせていきます。関係者が抱える個々のケースに基づき地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議を行ってまいります。支給決定のガイドラインを超えるサービス等利用計画につきましては個々のケースの現状と地域の資源を併せて検討し支給量の内定を行ってまいります。（2）とし

まして地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し関係機関等の連携を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行ってまいります。地域の課題について作業部会及び担当者会に情報提供するとともに、各担当社会に課題解決のテーマを提案してまいります。（3）関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援の在り方について協議をする場といたします。障害者が自由に相談支援を受けられる体制整備と、サービス等利用計画書の質の向上及び相談支援技術の向上を図ってまいります。以上です。

委員長

来年度4月1日から障害者総合支援法が施行されます。それに基づいての改正案と成果、また来年度取り組みについての説明でした。これについてご質問等ありましたらどうぞご発言ください。

委員

これの公共団体やっていくのは、どれぐらいのどういう方でやっていくのか。

事務局

すでに5事業所が動いていますが、民間事業所が4事業所、1事業所は社会福祉協議会のふれあいサービスセンターになります。ふれあいサービスセンターにつきましては市からの委託という形で事業を行っているが、平成25年度より4名体制から6名体制にあげさせていただきます。障害児の相談を行うものが3名、民間の事業所が障害者のプランを作ることが多くなると思うので障害者の担当は1名、サービス事業者が増えてまいりますので、相談支援事業所の統括をする中核的なものとして、機関相談支援センターを社協に委託しますのでそこに2名の計6名で今考えております。

委員長

他にはいかがですか。では特にないようですので議題を閉じさせていただきます。本日提案されています議題は以上になります。私の進行役は以上にしまして事務局にお返しいたします。

事務局

ありがとうございました。続きましてその他に移りたいと思います。その他の1番としまして平成24年度施設補助事業概要について、障害福祉係長の堀から説明いたします。

事務局

平成24年度施設補助事業概要について説明をいたします。安城市におきましては安城市障害福祉施設整備費補助金交付要綱というのに基づきまして、障害者の福祉施設整備を促進するために、サービスの利便を図ることを目的といたしまして、整備費の一部を補助しています。障害者の地域移行の促進のためにグループホーム・ケアホームの建設費の一部を補助すること、また、グループホーム・ケアホームに隣接する生活介護事業所を建設する場合に建設費の一部を補助しております。安城市のグループホーム・ケアホーム生活介護の状況といたしまして、グループホーム・ケアホームは障害者のある方が地域で自立した生活が出来るように、4人から10人の少人数で共同生活を営む住居ですけれども、市内に現在10箇所で開催されておりまして45名の方が入居されています。そこから職場や障害者福祉施設に通って生活されています。生活介護につきましては常に介護が必要な障害のある方が日中に利用する施設として、7箇所の事業所がありまして約190名の方が利用されています。現状ではまだ施設が不足の状況にありますので、今後施設整備補助を行って支援をしていく予定としています。今年度24年度に補助対象となる事業につきまして別紙の事業概要のほうに載せさせていただいております。ぬくもり福祉会では赤松町に「ぬくもりの郷」という施設名で、生活介護棟とケアホーム短期入所棟の建設をしています。えんご会につきましては安城町の若宮という所に、施設名が「ホームめだかの子わかみや」という名前でグループホーム・ケアホームの建設をしています。建物は来月3月中に完成の予定となっており、4月に開所予定となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

事務局

その他の1番について説明させていただきました何かご質問等ございましたらお受けいたします。金額のほう見ていただきますと事業内容のほうの違いまして、ぬくもり福祉会は60名、えんご会は5名ということで、12倍の規模に差が有ります。総事業費を見ていただきましても三千万と四億九千万と12倍以上の差がついています。それと国県の補助が同額ですが、これにつきましてはグループホーム一

棟の補助が両方につきました。ぬくもり福祉会には国県の補助がグループホーム一棟と生活介護つかなかったという状況です。ただ市の方の要綱で国県補助を受け付けられたものについて市は出しますという形を取りましたので、市の方の補助金はいんご会が265万3000円でぬくもり福祉会が1085万2000円と差が出ています。設置者負担金が残りの金額になりますが、ぬくもり福祉会は大きな支出を今回やっていただきましたが、利用者方々の募金であったり借入金で相当な額を賄っていただいたと聞いております。それではその他の2に移らせていただいてもよろしいですか。（2）平成25年度自立支援協議会開催予定について堀係長から説明させていただきます。

事務局

来年度25年度の自立支援協議会ですが、次第の下のほうに記載させていただいていますが、第1回は平成25年6月27日（木）。第2回は平成25年10月24日（木）。第3回は平成26年2月27日となっておりますが、3月議会と重なりますので日にちのほうを訂正させていただきたいと思います。第3回は平成26年2月13日に訂正をしていただきたいと思いますよろしくお願いします。以上です。

事務局

それでは長時間審議ありがとうございました。一年間かけて各分科会担当者会で検討してきていただいた結果ですので、何とか実現に向けて市も歩調合せて進んで行きたいと思います。今年度前半で相談支援の担当者会で協議していただいた運営費補助につきましては、当初予算のほう要求させていただきまして、3月議会を経て承認されれば4月から運営補助は実際交付できる形になるかと思っています。そういった形で少しずつでも前向きに進めていければと思っているのでよろしくお願いします。ありがとうございました。